

要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニングテキスト

要配慮者利用施設における避難確保に関する研修資料
～利用者の命、救えますか～

令和4年3月
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課・砂防計画課

本教材について

目的

大雨による浸水や土砂災害等が発生するおそれがあるとき、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、具体事例を通じて適切な判断力・避難行動力を養うことを目的とする。

主な対象者

施設の関係者等

進め方

自分のペースで自習し、理解度をチェックしてください。
自習に要する時間は30分から1時間程度です。

※この教材で学習する前に皆さんが従事している施設の避難確保計画に目を通しておくことより学習効果が高まります。

目次

1. 要配慮者利用施設における避難確保の重要性
2. 災害の種類
3. 災害リスクの把握
4. 避難先の選定における留意点
 - 理解度手エック
5. 避難開始のタイミングの考え方
6. 防災気象情報や避難情報の収集
 - 理解度手エック
7. 施設における防災体制の例
8. 総括指揮者の役割の例
9. 情報連絡班の役割の例
10. 避難誘導班の役割の例
11. 装備品等準備班の役割の例
12. 避難訓練の種類
13. 避難訓練における留意点
14. タイムラインの作成と活用
 - 理解度手エック

要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【避難確保計画の作成と訓練の義務】

- 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に定められた施設には、洪水・雨水出水・高潮・土砂災害・津波に対する**避難確保計画を作成し、市町村に報告することが義務付けられています。**
- また、**訓練を実施し、その結果を市町村に報告することが義務付けられています。**
- まずは、従事している施設の**避難確保計画を確認**しましょう。

施設管理者

- 避難確保計画の作成
- 避難訓練の実施



【ポイント】

既存の非常災害対策計画や消防計画、学校の危機管理マニュアル等と一体的に作成することが可能です。

市町村

- ・ 避難確保計画の報告
- ・ 訓練結果の報告

助言・勧告等



要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【平成28年8月台風第10号におけるグループホーム楽ん楽ん（岩手県岩泉町）の被害】

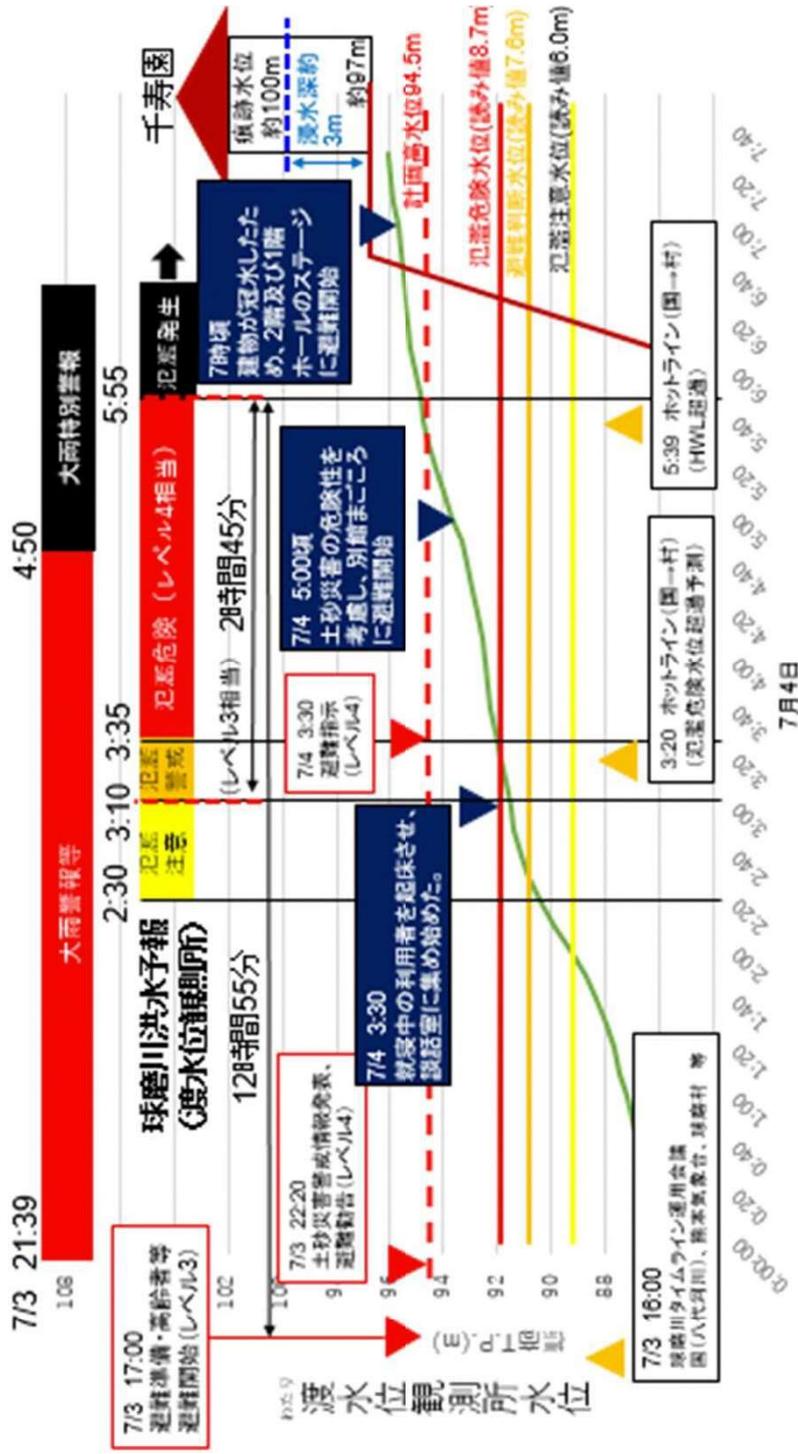
- グループホーム楽ん楽んでは、逃げ遅れにより利用者9名が亡くなる被害が発生しました。
- 施設の職員は、避難準備情報（現在：高齢者等避難）が発令されたことを知っていましたが、避難に時間がかかる**高齢者が避難を始めるタイミングとは認識していませんでした。**
- 施設は普段から避難訓練を実施していましたが、**水害は想定していませんでした。**



要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【令和2年7月における豪雨特別養護老人ホーム千寿園（熊本県球磨村）の被害】

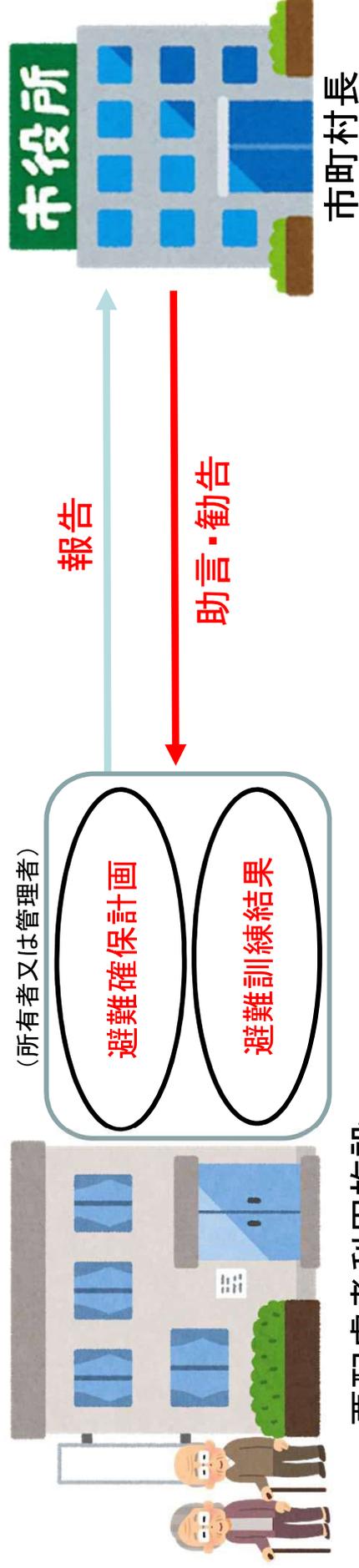
- 特別養護老人ホーム千寿園では、施設の1階が浸水し、利用者65名のうち14名が亡くなる被害が発生しました。
- 施設は、避難計画を作成し訓練を実施していましたが、**これまで浸水被害が無かったことから、土砂災害は警戒していたものの、大きな水害が発生することは想定していませんでした。**



要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【避難確保計画の作成と訓練の実施】

- 岩手県岩泉町の被災を受けて、平成29年に水防法と土砂災害防止法が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた高齢者施設等の要配慮者利用施設は、**避難確保計画の作成と市町村への報告、避難訓練の実施**が義務づけられました。
- 熊本県球磨村の被災を受けて、令和3年に水防法と土砂災害防止法が改正され、**市町村への訓練結果の報告**が義務づけられ、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた市町村が管理者等に対して**助言・勧告**する支援制度が創設されました。



要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【特別養護老人ホーム川越キングスガーデン（埼玉県川越市）の成功事例】

- 特別養護老人ホーム川越キングスガーデンでは、平成10年の水害経験を踏まえ、**避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練を実施**してまいりました。
- 令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画や避難訓練で得たノウハウを活かして迅速に避難行動をとり、**利用者や職員が無事に避難**できました。

川越キングスガーデンの対応

12日 10時頃

重篤患者の移動、避難の準備開始
職員24人待機、水位・雨量情報収集

13日 2時頃

避難開始、川越市に避難開始の報告

氾濫

越辺川の破堤

13日 4時頃

避難完了、川越市へ報告

13日 夕方

警察等により、近傍の避難所へ全員避難



スロープ・階段によりC棟(2階)へ避難



【特別養護老人ホーム川越キングスガーデン】
利用者100人



要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【特別養護老人ホーム平成の杜（静岡県小山町）の成功事例】

- 特別養護老人ホーム平成の杜は、土砂災害警戒区域内にあるため、**避難確保計画を作成し、日頃から避難訓練を実施**していました。
- 令和元年10月の台風第19号では、職員が利用者を2階へ移動させた後、土石流が施設の1階部分に流入しましたが、**利用者や職員は無事に難を逃れました**。

特別養護老人ホームの対応

午前 10:37 土砂災害警戒情報発表

午前 11:00 避難勧告発令

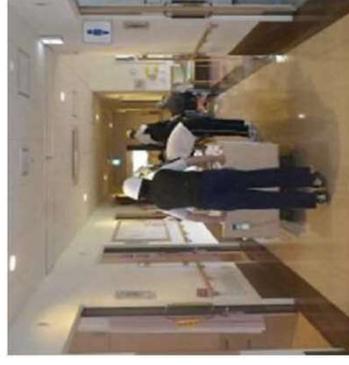
午後 1:15 避難指示発令

午後 7:30頃 近隣住民からの声かけ
入居者・職員全員2階へ移動



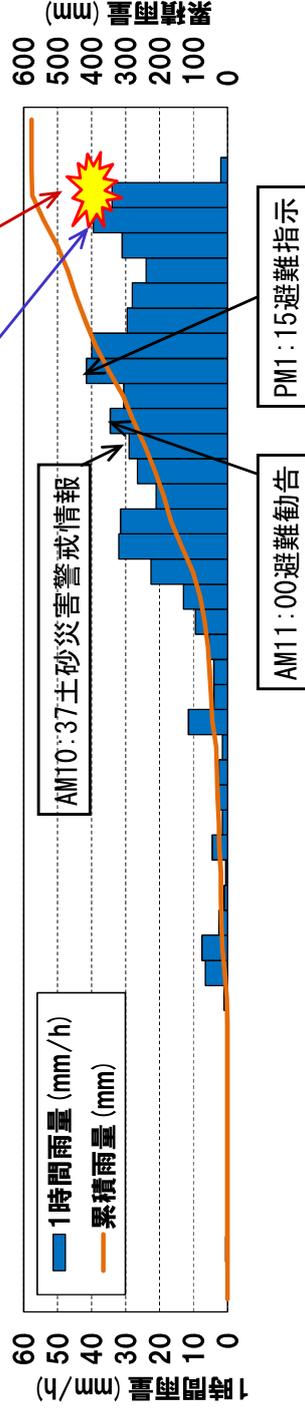
午後 8:00頃 施設1階に大量に土砂が流入

施設長の声『**日頃から避難訓練をしていた**こともあり、
けが人を出さずにすんでよかった』(NHK報道より)



日頃の訓練
の成果

令和元年6月 避難訓練実施状況



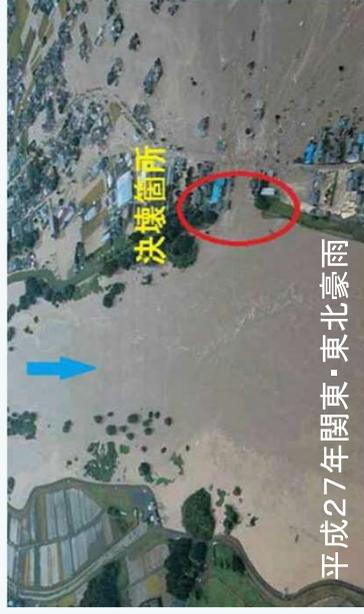
災害の種類

【洪水、雨水出水、高潮、津波】

- 大雨による災害を大きく分けると、水害と土砂災害になります。
- 大雨を起因とする水害は、比較的大きな河川が氾濫する洪水、降った雨が下水道等で排水できずに浸水する雨水出水（いわゆる内水）があります。
- 大雨を起因としない水害としては、高潮や津波があります。

洪水

大雨により川から水があふれて氾濫すること



雨水出水

雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれること



高潮

台風や低気圧の接近に伴い、潮位が通常よりも大きく上昇すること



津波

地震によって生じる海水面の盛り上がりや落ち込みによって起こる波が海岸まで押し寄せること



災害の種類

【土砂災害】

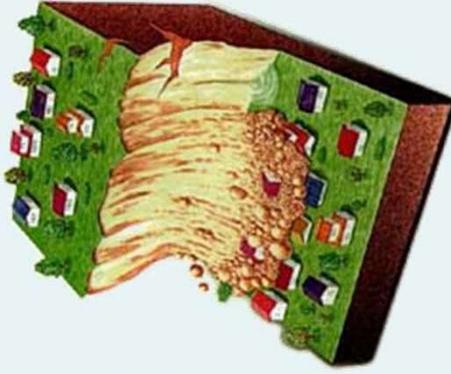
○ 土砂災害には、がけ崩れ、土石流、地すべりの3つの種類があります。

土砂災害
の種類

がけ崩れ
(急傾斜地の崩壊)

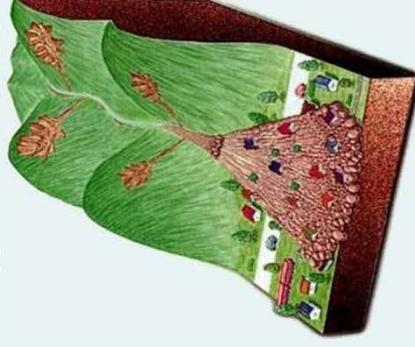
土砂災害
の特徴

急な斜面の土砂が一瞬のうちに崩れる現象



土石流

大雨によって崩れた土砂が水と混じって、ものすごい勢いで流れる現象



地すべり

ゆるやかな傾きの斜面が広い範囲にわたってゆっくり落ちていく現象



災害写真

令和元年10月千葉県



平成30年7月広島県



令和3年7月長野県



災害リスクの把握

【ハザードマップの確認】

- 災害リスクは、ハザードマップで確認しましょう。
- ハザードマップは、市町村が配付しています。市町村のウェブサイトでも確認できます。
- 国土交通省のハザードマップポータルサイトから「わがまちハザードマップ」や「かさねるハザードマップ」でも確認できます。



**全国の市町村が作成したハザードマップを
地図や災害種別から簡単に検索することができます**

わがまちハザードマップポータルページ
災害種別から選択する

地図から選択する

青色で表示されている市町村は
インターネット上でハザードマップ公開しています

〇〇市

各市町村のページ

洪水、津波、土砂災害、ため池ハザードマップを公開しているところがあります

各市町村のハザードマップ公開ページに移動し
ハザードマップを閲覧できます

**防災に役立つ災害リスク情報などを地図や写真に
自由に重ねて表示することができます**

閲覧できる情報

- 洪水浸水想定区域 河川氾濫により浸水が想定されるアンダーパスなど、大雨の際に浸水し、車両が水没するなどの大規模な計画規模があります。
- 緊急輸送道路 大雨などで土砂崩れや落石の恐れがある箇所について、規制の厳格化等の応急処置のために、通行止めなどの規制を実施する区間、道路が閉鎖する区間。
- 代表的な災害の航空写真 代表的な災害の発生について航空写真を閲覧可能。
- 指定緊急避難場所 各種災害に対応する緊急的に使用する場所を閲覧可能。

【その他に閲覧できる情報】

- 治水地形状分画図
- 明治期の低湿地
- 活断層
- 土砂災害警戒区域等
- 土砂災害危険箇所
- 土砂災害危険箇所
- 海岸から現在までの空中写真
- 土地条件
- 沿岸海域土地条件
- 大規模浸水浸水地

必要な情報を自由に重ねあわせる

防災に役立つ情報を一元的に閲覧できます

災害リスクの把握

【想定される浸水深（洪水、雨水出水、高潮）】

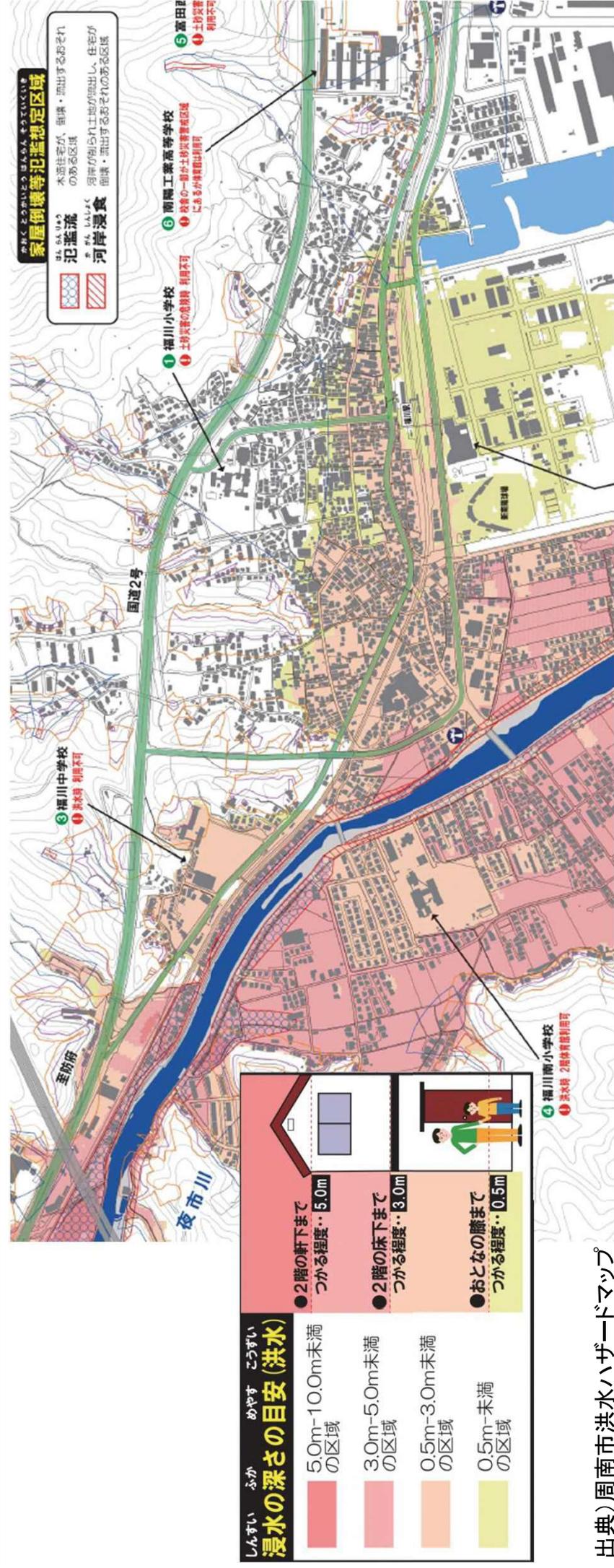
○ 市町村が公表している洪水ハザードマップ等には、想定される浸水深が示されています。この情報は、国や都道府県が公表している洪水浸水想定区域でも確認できます。

○ 浸水深が0.5～3.0m未満の場合は、1階の居室が浸水します。

○ 浸水深が3.0～5.0m未満の場合は、2階の居室が浸水することになります。

○ 浸水しない避難スペースがない場合には、屋内安全確保は選択できません。

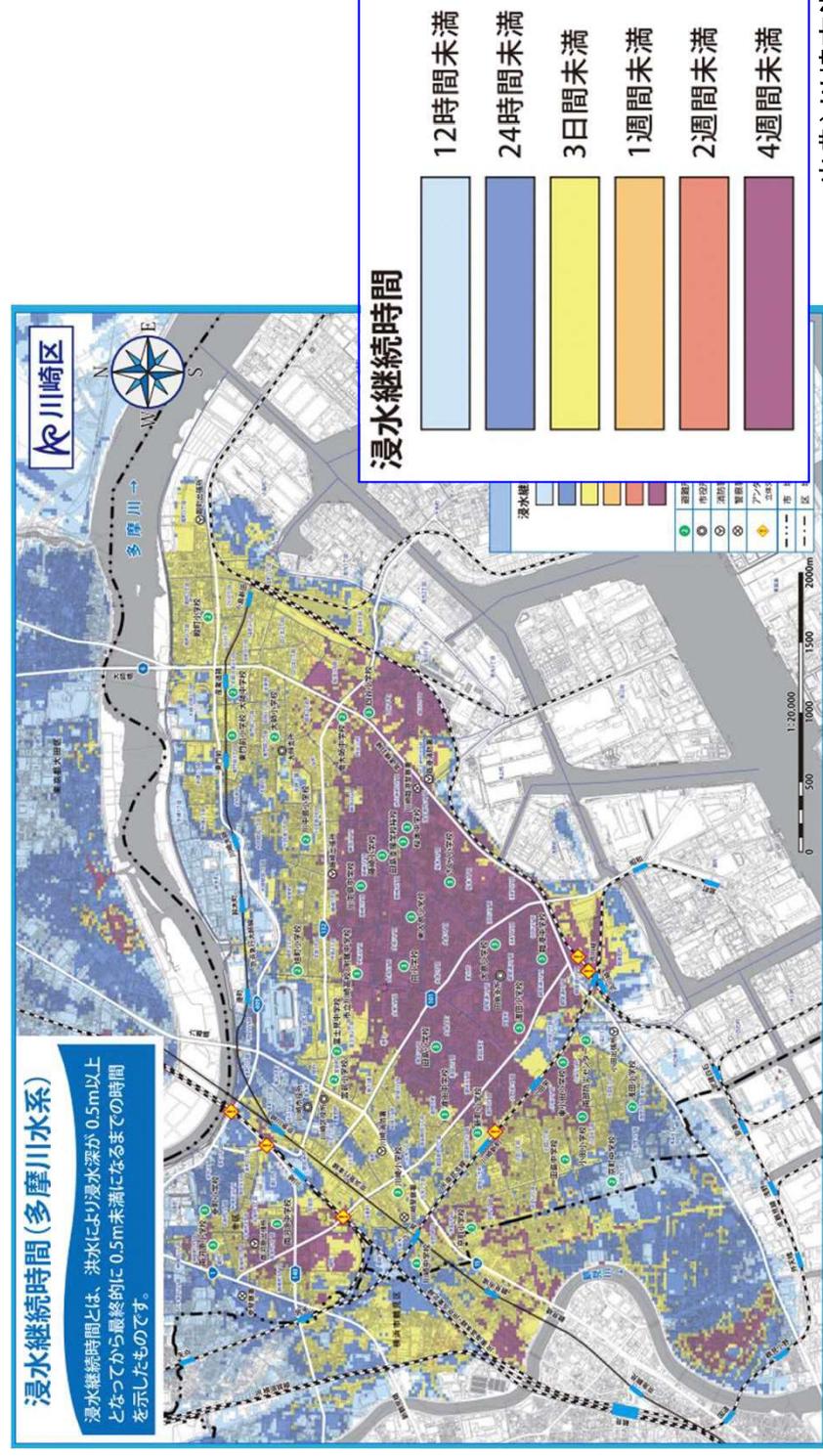
※避難には、施設内にとどまって安全を確保する「屋内安全確保」と施設外に移動する「立退き避難」があります。



災害リスクの把握

【想定される浸水継続時間（洪水、雨水出水、高潮）】

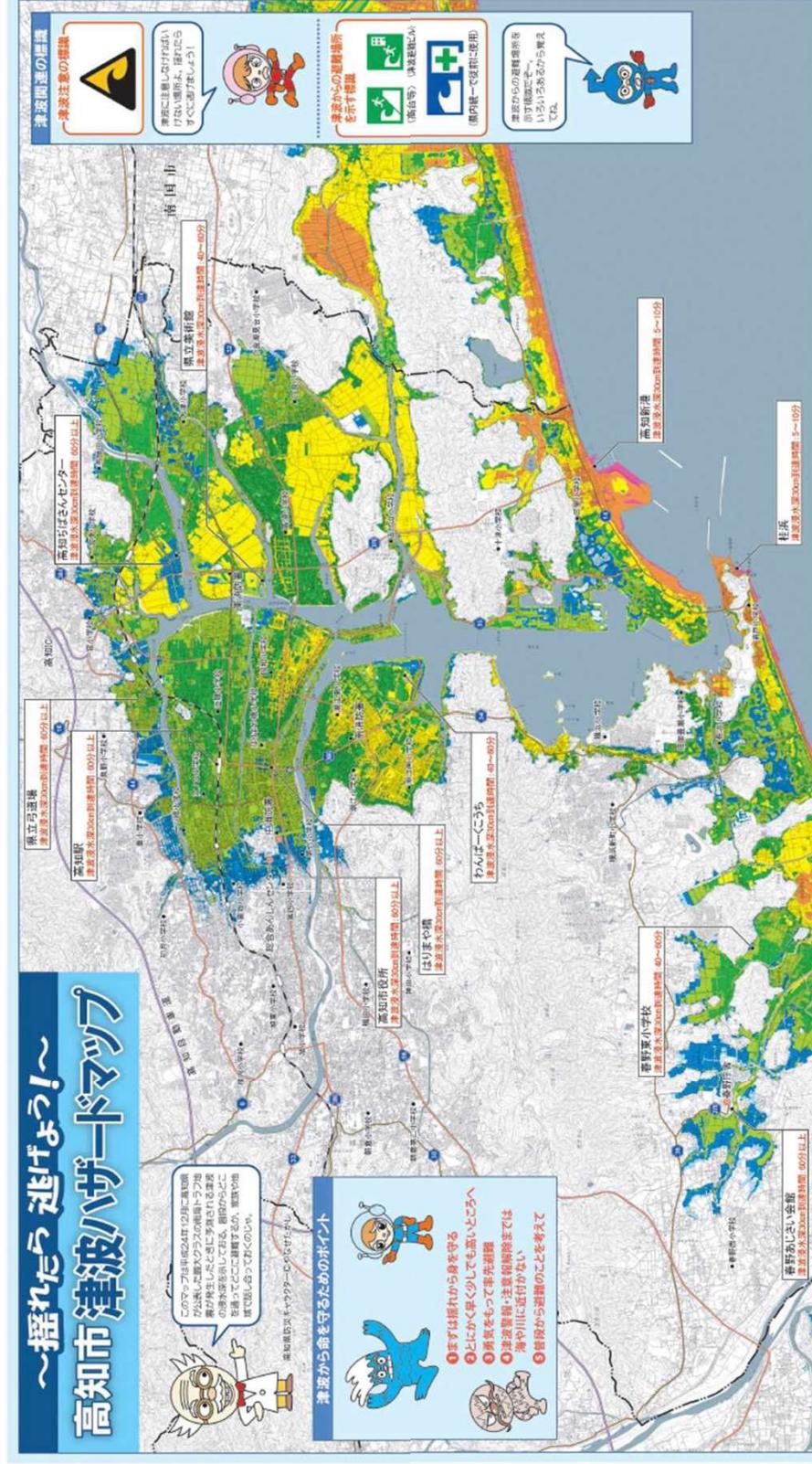
- 想定される浸水継続時間は、市町村が公表しているハザードマップや国または都道府県が公表している洪水浸水想定区域で確認できます。
- 浸水継続時間が長くなると、水や食糧、薬等の確保が困難になるおそれがあります。また、電気やガス、水道、トイレ等の使用ができない時間が長くなるおそれもあります。
- 屋内安全確保を選択する場合には、浸水継続時間に応じた対策が必要です。
※避難には、施設内にとどまって安全を確保する「屋内安全確保」と施設外に移動する「立退き避難」があります。



災害リスクの把握

【津波】

- 市町村が公表している津波ハザードマップには、津波到達時間や基準水位（基準水位は津波のせき上げ高を考慮した水位です。ハザードマップによっては、浸水深を示している場合もあります。）が示されています。
- 津波の場合は、**地震発生後短時間で来襲**し大きな災害をもたらす場合があります。
- 津波による浸水のおそれがある場合には、可能な限り高い場所に避難所に避難する必要があります。



避難先の選定における留意点

【立退き避難と屋内安全確保】

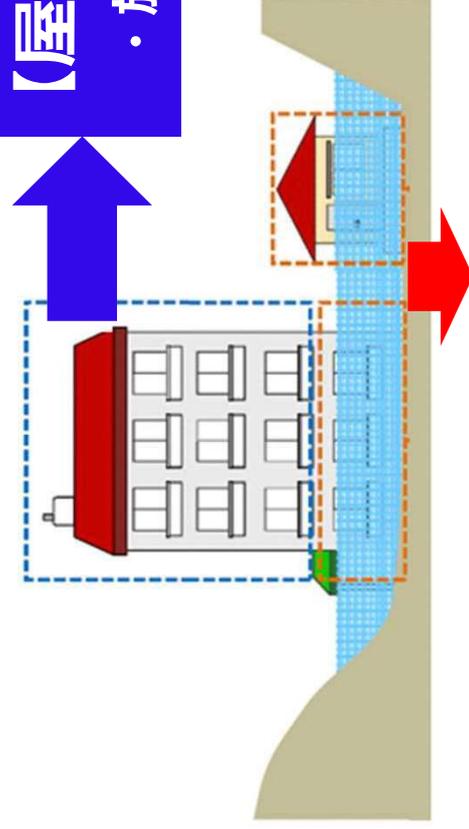
- 立退き避難は、浸水想定区域等の災害リスクにある場所の施設を離れ、浸水想定区域外の避難先に避難することであり、避難行動の基本です。
- 浸水想定区域等の災害リスクのある場所の施設であっても、浸水深より高い階に移動することによって、利用者の安全を確保することが可能な場合があります。こうした施設で、施設内に留まって避難するのが「屋内安全確保」です。

【屋内安全確保】

- ・ 施設の浸水深より高い階

注意：浸水が継続する間生じる可能性がある支障を許容できること。

(水、食糧、薬等の備蓄品の確保、電気、ガス、トイレ等の利用可能か確認)。



【立退き避難】

- ・ 系列の施設や同種・類似の施設
- ・ 市町村が指定する指定緊急避難場所や指定(福祉)避難所
- ・ 近隣の安全な場所
- ・ 宿泊施設

避難先の選定における留意点

【災害の種類に応じた避難先の選定】

○ 避難先は、災害の種類に応じた場所を選定しましょう。次のページに選定フローを示しますので確認してください。

災害種類	洪水	雨水	雨水出水
想定区域	家屋倒壊等氾濫想定区域 	浸水のおそれがある区域 	浸水のおそれがある区域 
災害種類	土砂災害	津波	高潮
想定区域	土砂災害(特別)警戒区域 	浸水のおそれがある区域 	浸水のおそれがある区域 



このオレンジ色の災害は、
家屋倒壊・流失(家ごと流される)の危険があります！